

京都大学志賀高原ヒュッテ規則

第1条 京都大学志賀高原ヒュッテ（以下「ヒュッテ」という。）の管理及び使用に関しては、この規則の定めるところによる。

第2条 ヒュッテは、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第3条 ヒュッテは、水曜日を除き、毎日開設する。ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。

第4条 ヒュッテを使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の学生
- (2) 本学の卒業生
- (3) 本学の教職員
- (4) その他副学長が特に認めた者

第5条 使用を希望する者は、使用日の10日前までに、別記様式1による使用申請書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第6条 使用期間は、特別の事情のある場合を除き、6日を超えることができないものとする。

第7条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、1人1泊につき別表に定める使用料を、使用開始予定日の7日前までに、本学の指定する方法により納めなければならない。

2 一旦納付された使用料は、返還しない。ただし、第10条第2項の規定により使用許可を取り消し、又は変更した場合については、使用料の全額又は一部を返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、使用料は必要としない。

- (1) 大学が企画する行事
- (2) その他副学長が認める行事

第8条 副学長は、使用料が納付されたときは、別記様式2による使用許可証を当該使用者に交付する。

第9条 使用者は、別に定めるヒュッテの使用者心得（以下「使用者心得」という。）を遵守しなければならない。

第10条 副学長は、使用者がこの規則又は使用者心得に違反したと認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項に定める場合のほか、ヒュッテの運営上特に必要がある場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

3 前2項の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は責任を負わない。

第11条 使用者は、故意又は過失によりヒュッテの施設、設備又は物品を滅失、き損又は汚損したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第12条 ヒュッテに関する事務は、学生センタ-において処理する。

第13条 この規則に定めるもののほか、ヒュッテの管理及び使用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別表

料金区分 使用者区分	夏期(6月1日から11月30日まで)	冬期(12月1日から5月31日まで)
本学の学生	1,800円	2,900円
本学の卒業生、本学の教職員、その他副学長が特に認めた者	4,100円	5,600円

年 月 日

京都大学志賀高原ヒュッテ使用申請書

京都大学副学長 殿

申請者

(所属又は卒業年度)

回生

氏名

京都大学志賀高原ヒュッテを下記のとおり使用したいので許可願います。

記

使用目的	
使用者	別紙使用者名簿のとおり
納付方法	振 込 ・ 現 金

別記様式1 (別紙)

使用者名簿

所属又は 卒業年度	氏名	住所	使用期間	泊数	区分	備考
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
		電話：			京都大学学生 京都大学卒業生 京都大学教職員 その他	
計	名				学 生 名 卒業生 名 教職員 名 その他 名	

No.

年 月 日

京都大学志賀高原ヒュッテ使用許可証

申請者

殿

京都大学副学長

年 月 日付申請のあった京都大学志賀高原ヒュッテの使用については、下記のとおり許可します。

使用目的	
使用者	申請者 氏名 外 名

備考

使用申請者は、この許可証に使用者名簿を添えてヒュッテの管理人に提出しなければならない。